

【紙申請版】経営規模等評価申請書類(提出書類)確認票

番号	種 類	確認欄
1	経営規模等評価申請書(20001帳票)	
2	別紙一 工事種類別完成工事高(20002帳票)	
3	別紙三 その他の審査項目(社会性等)(20004帳票)	
4	【該当がある場合のみ】様式第6号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」	
5	【該当がある場合のみ】機械設備等調書	
6	別紙二 技術職員名簿(20005帳票)	
7	様式第4号 CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)	
8	CPDに係る学習履歴証明書、実績証明書等(審査基準日以前1年間を証明するもの) ☆各認定団体のHP画面の写し等は証明書類とはなりません。	
9	様式第5号 技能者名簿	
10	審査基準日時点で進行中の工事に係る作業員名簿	
11	【該当がある場合のみ】能力評価(レベル評価)結果通知書の写し	
12	【該当がある場合のみ】継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	
13	手数料貼り付け書	
14	【該当がある場合のみ】工事種類別完成工事高付表	
15	工事経歴書(様式第二号) ☆新規受審で、完成工事高を2年平均する場合は直前2年分、3年平均する場合は直前3年分	
16	審査基準日直前1年分の財務諸表 ☆新規受審で、完成工事高を2年平均する場合は直前2年分、3年平均する場合は直前3年分	
17	審査基準日における職員調書(入札参加資格申請様式第4号及び第5号)	
18	税務署受付の税務申告書のうち、決算報告書(法人)、青又は白色申告書(個人)の写し 法人税確定申告書別表十六(一)(二)他の写し(減価償却を実施している場合は提出) ☆新規受審で、完成工事高を2年平均する場合は直前2年分、3年平均する場合は直前3年分	
19	消費税確定申告書の写し(税務署受付印のあるもの) ★電子申請をした場合は受付印のない確定申告書に加え、申告をした際の受付通知(国税電子申告・納税システム-SU00S100メール詳細)を添付。 ☆新規受審で、完成工事高を2年平均する場合は直前2年分、3年平均する場合は直前3年分	
20	消費税納税証明書(様式その1:納税金額の入ったもの) ※原本 ☆新規受審で、完成工事高を2年平均する場合は直前2年分、3年平均する場合は直前3年分 ※電子納税証明書(PDF形式)を直接印刷したのもでも可。ただしXML形式は不可とする。「複写」の表示が無く、QRコードのついたものであること。	
21	経営状況分析結果通知書 ※原本	
22	【該当がある場合のみ】監査の受審状況の確認資料 ※原本 (会計参与報告書、経理処理の適正を確認した旨の書類、有価証券報告書、監査証明書)	

(注)直前の決算期間が1年に満たない場合は、その前の営業年度に係る財務諸表もあわせて提出すること









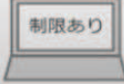
【紙申請版】経営規模等評価申請書類(確認書類)確認票

種 類	確認欄
(1)自己資本・職員数・完成工事高に係るもの	
① 建設業許可通知書、許可証明書(写し可)	
② 前年度の経営事項審査結果通知書	
③ 審査基準日直前1年分の以下の書類 ★新規受審者は、2年分(3年平均で審査する場合は3年分)の請負契約書、工事台帳、税務申告書を持参。 ア 請負契約書(請書、注文書を含む) ★工事経歴書に記載した順に整理し、整理番号をつけておくこと。 ★JVの工事については、協定書の写し等出資割合の分かるものも持参。 ★「建築一式工事」のうち建築解体工事・「法面処理工事」・「プレストレストコンクリート工事」・「鋼橋上部工事」の完成工事高を申請する場合、工事進行基準で完成工事高を計上する場合、それぞれ工事内容、該当金額が確認できる書類も持参すること。 イ 工事台帳、元帳(アにより確認できないもの。アの金額と違うもの。) ウ 税務申告書(決算報告書、法人税申告書別表等を含む) エ 商業登記簿謄本(写しでも可)※当期に増資をした会社のみ持参。	
(2)技術職員名簿に係るもの	
ア 資格取得者については資格証明書の写し	
イ 実務経験者については実務経験証明書	
ウ 監理技術者にあつては監理技術者資格証及び講習修了証の写し	
エ 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいる企業で常時10人以上の労働者を使用している場合にあっては継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則	
★健康保険等に未加入であり、標準報酬決定通知書等で常勤性の確認ができない者については、源泉徴収票、給与台帳、賃金台帳、出勤簿等で常勤性を確認します。 ★ア、イについてはすでに登録済みの者は必要なし。(ただし、審査基準日時時点で在籍していたが申請日時時点で不在の者については確認します。)	
(3)その他の審査項目(社会性)に係るもの	
項番41 雇用保険加入の有無	
① 被保険者資格取得確認通知書又は被保険者証(建設業に従事する職員全員分)	
項番42・43 健康保険及び厚生年金保険加入の有無	
② 標準報酬決定通知書(直近のもの)(建設業に従事する職員全員分)	
③ 健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書(社会保険事務所の受付印分)(建設業に従事する職員全員分)	
項番44 建設業退職金共済制度加入の有無	
④ 勤労者退職金共済機構鳥取県支部の発行する建設業退職金共済制度加入・履行証明書	
項番45 退職一時金制度、企業年金制度導入の有無	
⑤ 退職一時金 ア、イのいずれか ア 中小企業退職金共済制度・特定退職金共済組合の加入証明書 イ 労働協約若しくは就業規則(計算支払の方法等の定め、10人以上使用している場合、労働基準監督署への届け出の確認が出来るもの) 企業年金制度 ア～エのいずれか ア 厚生年金基金加入証明書又は適格退職年金契約書 イ 確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書(確定拠出年金の場合) ウ 企業年金基金の発行する加入証明書(基金型企業年金)又は資産管理運用機関の発行する加入証明書(規約型企業年金) エ 企業型年金(個人年金)の加入証明書(責任開始期が分かる書類も含む)	
項番46 法定外労災補償制度の有無 各証明書のいずれか持参	
⑥ (財)建設業福祉共済団加入証明書、(社)全国建設業労災互助会加入証明書、保険証券又は保険契約書、保険会社の加入証明書 ★下請担保の表示、通勤災害の担保の表示、死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害の全てを対象としていることが確認できるもの	
項番51・52・53 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	
⑦ 審査基準日時時点で有効な「基準適合一般事業主認定通知書等」認定を受けていることを証する書面	
項番56 民事再生法又は会社更生法の適用の有無	
⑧ ・手続開始の決定日を証明する書面 ・手続終結の決定日を証明する書面(官報の写し等)	
項番57 防災活動への貢献の状況	
⑨ ・防災協定の写し。社団法人等の団体が地方公共団体等との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入していることを証する書類及び申請業者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(当該団体の活動計画書や証明書等)。	
項番60 監査の受審状況	
⑩ ・会計参与設置会社の場合、商業登記簿(写し可) ・研修等を受講したことがわかるもの	
項番61・62 公認会計士等数	
⑪ ・建設業経理事務士(1～2級)、公認会計士、会計士補及び税理士の資格を有する者の資格証明の写し、登録経理試験の合格証書 ・研修等を受講したことがわかるもの	
項番64 建設機械の保有状況	
⑫ 売買契約書、リース契約書等及び特定自主検査記録表等、自動車検査証(電子車検証の場合、自動車検査証記録事項も含む)	
項番65・66・67 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	
⑬ 一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」(エコアクション21)	
⑭ 審査登録機関の認証を証明する書類(認証登録証明書)の写し(ISO9001、14001)	

電子申請システムで出来ること（その他添付ファイルの書類割り当て一覧）

ログイン用アカウント（gBizID）について

JCIPへのログインには、デジタル庁が提供しているgBizID（ジー・ Biz・ アイディー）アカウントを使用します。
gBizIDは、複数の行政サービスを1つのアカウントで利用することのできる認証システムです。
gBizIDのアカウントを1つ登録すれば、gBizIDで認証を行っている各行政サービスを、同じアカウントで利用することが出来ます。

gBizIDプライム		会社代表者 または 個人事業主		書類審査 必要		多数あり	使用可能な 行政サービス
gBizIDメンバー		gBizIDプライム 取得組織の 従業員		書類審査 不要		制限あり	使用可能な 行政サービス
gBizIDエントリー		事業をしている 方なら だれでも可能		書類審査 不要		制限あり	使用可能な 行政サービス

※「gBizIDエントリー」アカウントをご利用中の方は、別途「gBizIDプライム」アカウントを作成してください。

※2022年10月

①作成できる申請書類

#	様式番号	様式名
1	様式第二十五号の十四	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書
2	様式第二十五号の十四 別紙一	工事種類別（元請）完成工事高
3	様式第二十五号の十四 別紙二	技術職員名簿
4	様式第二十五号の十四 別紙三	その他の審査項目（社会性等）
5	経営事項審査の事務取扱について(通知) 様式第1号	工事種類別完成工事高付表
6	経営事項審査の事務取扱について(通知) 様式第3号	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿
7	経営事項審査の事務取扱について(通知) 様式第4号	CPD単位を取得した技術者名簿
8	経営事項審査の事務取扱について(通知) 様式第5号	技能者名簿

①申請・届出書類に係る確認書類

#	様式名	確認書類名
1	様式第二十五号の十四 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書	・前期の自己資本額を確認する資料
2	様式第二十五号の十四 別紙二 技術職員名簿	・技術職員の常勤性を確認する資料 ・技術職員の資格等を証明する資料 ※機関連携で連携の取れた技術検定合格者については添付不要。

①申請・届出書類に係る確認書類

#	様式名	確認書類名
4	様式第二十五号の十四 別紙三 その他の審査項目（社会性等）	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険加入有を確認する資料 ・健康保険加入有を確認する資料 ・厚生年金保険加入有を確認する資料 ・建設業退職金共済制度加入有を確認する資料 ・退職一時金制度もしくは企業年金制度加入有を確認する資料 ・法定外労働災害補償制度加入有を確認する資料 ・民事再生法又は会社更生法の適用有を確認する資料 ・防災協定の締結有を確認する資料 ・営業停止処分有を確認する資料 ・指示処分有を確認する資料 ・監査の受審状況を確認する資料 ・公認会計士等の数を証明する資料 ・公認会計士等の常勤性を確認する資料 ・二級登録経理試験合格者を証明する資料 ・二級登録経理試験合格者の常勤性を確認する資料 ・研究開発費を確認する資料 ・建設機械の所有及びリース台数を確認する資料 ・ISO9001の登録を証明する資料 ・ISO14001の登録を証明する資料 ・若年技術職員の継続的な育成及び確保の該当有を確認する資料 ・新規若年技術職員の育成及び確保の該当有を確認する資料 ・CPD単位取得数を確認する資料 ・技能レベル向上者数を確認する資料 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況を確認する書類 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況を確認する書類 ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況を確認する書類 ・エコアクション2.1の認証を証明する書類

②申請・届出全体に係る確認書類

#	確認書類名
1	・代理人登記事項
2	・審査対象事業年度の消費税確定申告書の控え及び添付書類（付表2）
3	・審査対象事業年度の消費税納税証明書（その1）
4	・法人税確定申告書（別表十六（一）及び（二）他）
5	・工事経歴書 ※対象事業年度の決算変更届が未届、または紙で届出されている場合。

JCIPにおける外部データ連携

●バックヤード連携により、添付書類の取得・提出が不要となります。

- ・ **法務省（登記事項証明書）**
※令和5年1月からの対象：国土交通大臣許可・法人
- ・ **技術検定合格証明書**

●添付の自動化により、添付書類の取得・提出が簡素化されます。

- ・ **納税情報（法人税／所得税）**
※令和5年1月からの対象：国土交通大臣許可・法人／個人
- ・ **納税情報（消費税及地方消費税）**
※令和5年1月からの対象：国土交通大臣許可／都道府県知事許可・法人／個人

●令和5年度からのバックヤード連携予定

- ・ **監理技術者資格者証**
- ・ **監理技術者講習修了証**
- ・ **建設業経理士検定試験合格証明書**
- ・ **建設業経理士CPD講習修了証**

添付ファイルの2類型

類型	アップロードする場所	具体例
①申請・届出書類に紐づく添付ファイル	各書類の作成画面	【技術職員名簿画面】 →技術職員の常勤性を証明する資料 【営業所一覧表画面】 →営業所の実態が確認できるもの
②その他添付ファイル (申請・届出全体にかかるもの、 その他行政庁が求めるもの)	申請・届出内容画面	【許可申請】 →定款、登記事項証明書 【経審申請】 →審査対象事業年度の消費税確定申告書の控え及び添付書類

その他の添付ファイル割当一覧表

その他①	法人税確定申告書（別表十六（一）及び（二）他）
その他②	工事経歴書
その他③	審査対象年度の消費税確定申告書の控え及び添付書類
その他④	審査対象年度の消費税納税証明書
その他⑤	実務経験証明書、登録基幹技能者証・講習修了証、作業員名簿
その他⑥	CCUS同意書、工事種別完工高付表、財務諸表、職員調書、監査の受審状況
その他⑦	建設業許可通知書または許可証明書、前年の経審結果通知書、請負契約書、工事元帳、税務申告書、商業登記簿謄本
その他⑧	機械設備等調書（所有、検査、能力を確認できる書類）
その他⑨	
その他⑩	

エラーとワーニングの違い

類型	特徴
エラー	<ul style="list-style-type: none"> ・修正を要する重大な誤り ・エラーを残したままでは 行政庁に提出することができない
ワーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・誤りの可能性がある要確認事項 ・確認した結果誤りではないという場合は、ワーニングを残したまま 行政庁に提出することができる

令和5年1月10日（火）発行の経営状況分析結果通知書から、経営状況分析結果通知書の右最下段に「認証キー」を追加しました。認証キーは、16桁の半角数字です。認証キーの追加は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP) 開始に伴うものです。

認証キーの使用

認証キーは、建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP) を利用して、経営規模等評価申請を行う場合に、「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（様式第25号の14）」入力画面の項番20「登録経営状況分析機関番号」の『認証キー』欄に、入力します。

書類による経営規模等評価申請時には、許可行政庁が経営状況分析結果通知書に記載された「認証キー」の確認等を行うことが考えられます。

お知らせ・ご注意

1. 認証キーの追加に伴って、申請者の追加操作等が必要になることは一切ありません。同様に、経営状況分析申請手順及び評点等が変わることは一切ありません。
2. 認証キーの追加は、全ての登録経営状況分析機関で行われます。
3. 建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP) については、こちらの国土交通省サイトをご覧ください。

結果通知書記載内容の一部追加について

建設業許可・経営事項審査電子申請システムは、建設業の働き方改革推進の一環として、申請者等の事務負担を軽減し、生産性向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ、非対面での申請手続きを行うことができる環境を整備するため、許可行政庁において導入されるものです。令和5年1月10日より建設業許可や経営事項審査の電子申請の受付開始が予定されています。

各登録経営状況分析機関も、上記の主旨に沿い対応いたします。

一般財団法人建設業情報管理センターでは、皆様へお渡しする「経営状況分析結果通知書」の右下に「認証キー」を記載いたします。（令和5年1月10日出力分より）

「認証キー」は、各登録分析機関共通して経営状況分析結果通知書に記載されるものです。

建設業許可・経営事項審査電子申請システムにより電子申請をされる場合は、この認証キーを登録する必要がありますので紛失なさらないようご注意ください。

また、これは各行政庁で使用するものであり、経営状況分析結果に影響を与えるものではありません。

表示位置については、下のサンプル画像をご参照ください。

The image shows a sample of the '経営状況分析結果通知書' (Business Status Analysis Result Notification Book). The form is titled '経営状況分析結果通知書' and includes fields for '登録番号' (Registration Number) and '認証キー' (Authentication Key). The '認証キー' field is highlighted in red. The form also contains various data points and checkboxes for different categories.

↑ ページトップへ

【電子申請版】経営規模等評価申請書類(提出書類)確認票

No	電子申請添付先 左のNoに対応 (その他は⑤～⑩へ)	種類	確認
1		経営規模等評価申請書(20001帳票)	
2	No1	経営状況分析結果通知書 ※原本(【電子申請】認証キー入力の場合は添付不要)	
3		別紙1 工事種類別完成工事高(20002帳票)	
4	その他②	工事経歴書(様式第二号)	
5		☆新規受審で、完成工事高を2年平均する場合は直前2年分、3年平均する場合は直前3年分	
6		別紙2 技術職員名簿(20005帳票)	
7	No6	技術検定合格証明書、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証【電子申請】資格番号入力	
8	その他⑤	実務経験証明書、登録基幹技能者証・講習修了証【電子申請】No6入力	
9	No6	様式第4号 CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く) 【電子申請】No6入力済(1級技士補(2級資格無し者、2級技士補))	
10	その他⑤	CPDに係る学習履歴証明書、実績証明書等(審査基準日以前1年間を証明するもの) ☆各認定団体のHP画面の写し等は証明書類とはなりません。	
11	No6	様式第5号 技能者名簿(レベルアップ等該当者がある場合のみ)【電子申請】No6入力済	
12	その他⑤	【該当がある場合のみ】能力評価(レベル評価)結果通知書の写し	
13		【技術職員の常勤性を証明する書類】【電子申請】No6へ添付	
		①【全員分】 健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書または住民税特別徴収税額通知書	
	No6	②【新規掲載者のみ】上記①のほか、どちらかを添付	
	No6	事業所の名称が記載された健康保険証(健保組合が発行した資格証明書も可)	
14		③【継続雇用の制度の適用を受けている者】	
	No6	様式第3号 継続雇用制度の適用を受けている技術者名簿【電子申請】No6入力済	
15		別紙3 その他の審査項目(社会性等)(20004帳票)	
16		【該当がある場合のみ】機械設備等調書	
	その他⑧	所有、検査、能力を確認できる書類	
17	その他⑥	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書 (※令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用)	
18	郵送	手数料貼り付け書(POS支払したレシート「控1」)	
19	その他⑤	【該当がある場合のみ】工事種類別完成工事高付表	
20	その他⑥	審査基準日直前1年分の財務諸表 ☆新規受審で、完成工事高を2年平均する場合は直前2年分、3年平均する場合は直前3年分	
21	その他⑥	審査基準日における職員調書(入札参加資格申請様式第4号及び第5号)	
22	その他①	法人税確定申告書【電子申請】その他添付ファイル①へ添付	
		税務署受付の税務申告書のうち、決算報告書・別表十六(一)(二)(法人)、青又は白色申告書(個人)の写し ☆新規受審で、完成工事高を2年平均する場合は直前2年分、3年平均する場合は直前3年分	
23	その他③	消費税確定申告書【電子申請】その他添付ファイル③へ添付	
		消費税確定申告書の写し(税務署受付印のあるもの)	
		★電子申請をした場合は受付印のない確定申告書に加え、申告をした際の受付通知(国税電子申告・納税システム-SU00S100メール詳細)を添付。 ☆新規受審で、完成工事高を2年平均する場合は直前2年分、3年平均する場合は直前3年分	
24	その他④	消費税納税証明書(様式その1:納税金額の入ったもの) ※原本	
		【電子申請】e-TAXで申請済みの場合は添付不要(連携入力を行う) □※電子納税証明書(PDF)を直接印刷したものであれば、提出を認める。 ☆新規受審で、完成工事高を2年平均する場合は直前2年分、3年平均する場合は直前3年分	
3	その他⑥	【該当がある場合のみ】監査の受審状況の確認資料 ※原本 (会計参与報告書、経理処理の適正を確認した旨の書類、有価証券報告書、監査証明書)	

すべてpdfで添付してください。各様式中に添付できない資料は「その他添付ファイル」を追加して添付してください。

既定値で登録済みの「工事経歴書等」4件を「その他①～④」とみなし、上記その他⑤～⑩まで「その他添付ファイル」を追加作成し添付してください。

(注)直前の決算期間が1年に満たない場合は、その前の営業年度に係る財務諸表もあわせて提出すること。

【電子申請版】経営規模等評価申請書類(確認書類)確認票

No	電子申請添付先左のNoに対応(その他は⑤~⑩へ)	種類	確認
1		(1)自己資本・職員数・完成工事高に係るもの	
2	その他⑦	① 建設業許可通知書、許可証明書(写し可)	
3	その他⑦	② 前年度の経営事項審査結果通知書	
4		③ 審査基準日直前1年分の以下の書類 ★新規受審者は、2年分(3年平均で審査する場合は3年分)の請負契約書、工事台帳、税務申告書を持参。	
5	その他⑦	ア 請負契約書(請書、注文書を含む)	
6		★工事経歴書に記載した順に整理し、整理番号をつけておくこと。	
7		★JVの工事については、協定書の写し等出資割合の分かるものも持参。	
8		★「建築一式工事」のうち建築解体工事・「法面処理工事」・「プレストレストコンクリート工事」・「鋼橋上部工事」の完成工事高を申請する場合、工事進行基準で完成工事高を計上する場合、それぞれ工事内容、該当金額が確認できる書類も持参すること。	
9	その他②	イ 工事台帳、元帳(アにより確認できないもの。アの金額と違うもの。)	
10	その他①	ウ 税務申告書(決算報告書、法人税申告書別表等を含む)	
11	その他⑦	エ 商業登記簿謄本(写し可)※当期に増資をした会社のみ持参。	
12		(2)技術職員名簿に係るもの	
13	その他⑤	ア 資格取得者については資格証明書の写し ※技士補及び基幹技能者の資格は毎年確認が必要となります。	
14	その他⑤	イ 実務経験者については実務経験証明書	
15	その他⑤	ウ 監理技術者にあつては監理技術者資格証及び講習修了証の写し(審査基準日現在の資格の有無及び受講状況が確認できるもの)	
16	その他⑤	エ 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいる企業で常時10人以上の労働者を使用している場合にあっては継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則	
17	その他⑤	★健康保険等に未加入であり、標準報酬決定通知書等で常勤性の確認ができない者については、源泉徴収票、給与台帳、賃金台帳、出勤簿等で常勤性を確認します。	
18		★ア、イについてはすでに登録済みの者も必要。(審査基準日時点で在籍していたが申請日時点で不在の者も確認します。)	
19		★監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、技術検定合格証明書については、【電子申請】資格者番号を入力した場合は省略可能。	
20		(3)その他の審査項目(社会性)に係るもの	
21		項番41 雇用保険加入の有無	
22	項番41	① 被保険者資格取得確認通知書又は被保険者証(建設業に従事する職員全員分)	
23		項番42・43 健康保険及び厚生年金保険加入の有無	
24	項番42	② 標準報酬決定通知書(直近のもの)(建設業に従事する職員全員分)	
25	項番43	③ 健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書(社会保険事務所の受付印分)(建設業に従事する職員全員分)	
26		項番44 建設業退職金共済制度加入の有無	
27	項番44	④ 勤労者退職金共済機構鳥取県支部の発行する建設業退職金共済制度加入・履行証明書	
28		項番45 退職一時金制度、企業年金制度導入の有無	
29		⑤ 退職一時金 ア、イのいずれか	
30	項番45	ア 中小企業退職金共済制度・特定退職金共済組合の加入証明書	
31	項番45	イ 労働協約若しくは就業規則(適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算、支払の方法、支払の時期に関する定めがあること。常時10人以上労働者を使用している場合は、労働基準監督署への受付印が確認が出来るもの。)	
32		企業年金制度 ア～ウのいずれか	
33	項番45	ア 厚生年金基金加入証明書又は適格退職年金契約書	
34	項番45	イ 確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書	
35	項番45	ウ 確定給付企業年金の証明として、企業年金基金の発行する加入証明書又は資産管理運用機関の発行する加入証明書	
36		項番46 法定外労災補償制度の有無 各証明書のいずれか持参	
37	項番46	⑥ (財)建設業福祉共済団加入証明書、(社)全国建設業労災互助会加入証明書、保険証券又は保険契約書、保険会社の加入証明書 ★下請担保の表示、通勤災害の担保の表示、死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害の全てを対象としていることが確認できるもの	
38		項番50 技能者数	
39	その他⑤	⑦ 審査基準日時点で進行中の工事に係る作業員名簿(キャリアアップ等の該当がある場合)	
40		項番51 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	
41	項番50	⑧ えるぼし、プラチナ えるぼし「基準適合一般事業主認定通知書」等の認定を取得していることを証する書面の写し・厚生労働省の公表資料(認定企業一覧)やデータベース等の写し(審査基準日において認定されており、認定取消や辞退がされていないことを確認できるもの)※審査基準日時点における確認資料がない場合は申請時直近の確認資料で可	

No	種類	確認
42	項番52 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	
43	項番52 ⑨ くるみん認定及びプラチナくるみん・「基準適合一般事業主認定通知書」等の認定を取得していることを証する書面の写し ・厚生労働省の公表資料(認定企業一覧)やデータベース等の写し(審査基準日において認定されており、認定取消や辞退がされていないことを確認できるもの)※審査基準日時点における確認資料がない場合は申請時直近の確認資料で可	
44	項番53 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	
45	項番53 ⑩ ・「基準適合一般事業主認定通知書」等の認定を取得していることを証する書面の写し ・厚生労働省の公表資料(認定企業一覧)やデータベース等の写し(審査基準日において認定されており、認定取消や辞退がされていないことを確認できるもの)※審査基準日時点における確認資料がない場合は申請時直近の確認資料で可	
46	項番54 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 ※R5.8.14以降に審査基準日を迎える場合適用	
47	項番54 ⑪ ・建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	
48	項番56 民事再生法又は会社更生法の適用の有無	
49	項番56 ⑫ ・手続開始の決定日を証明する書面	
50	項番56 ・手続終了の決定日を証明する書面(官報の写し等)	
51	項番57 防災活動への貢献の状況	
52	項番57 ⑬ ・防災協定の写し、社団法人等の団体が地方公共団体等との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入していることを証する書類及び申請業者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(当該団体の活動計画書や証明書等)。	
53	項番60 監査の受審状況	
54	項番60 ⑭ ・会計参与設置会社の場合、商業登記簿(写し可) ・研修等を受講したことがわかるもの	
55	項番61,62 公認会計士等数	
56	項番61 ⑮ 建設業経理事務士(1~2級)、公認会計士、会計士補及び税理士の資格を有する者の資格証明の写し、登録経理試験の合格証書、合格後、5年以内に登録経理講習を受講したことがわかるもの ★建設業経理士登録証、登録建設業経理士講習修了証【電子申請】資格者番号等入力で省略可能。	
57	項番64 建設機械の保有状況	
58	その他 ⑧ ⑯ 売買契約書、リース契約書(1年7か月以上)等及び特定自主検査記録表、自動車検査証(「車体の形状」欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載があり、土砂の運搬が可能なもの(自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等土砂の運搬が制限されているものは不可)、移動式クレーン検査証	
59	項番65,66,67 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	
60	項番 65, 66, 67 ⑰ 審査登録機関の認証を証明する書類(認証登録証明書)の写し(エコアクション21、ISO9001、14001) ・エコアクション21により認証されていることを証する書面の写し及び認証を受けている営業所が確認できる書面の写し(提出) ・国際標準化機構第9001号又は第14001号の規格により登録されていることを証明する書面及び認証を受けている営業所が確認できる書面の写し(提出) ※外国語の場合は、日本語のものを用意してください(記載事項の内、少なくとも「事業所名、所在地、認証範囲、対象事業所、有効期間」について確認ができるもの)。 ※認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合は、加点対象となりません。	

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

令和 5年 8月 4日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

申請に当たり該当しないものは取消線を引くこと。
(例:再審査を申し立てる場合は、一審上のみ取消線を引く)

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
鳥取県知事 殿

鳥取市東町1-220

株式会社 鳥取組

代表取締役 鳥取 功

申請者

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード整理番号
申請年月日	01	令和 00年 00月 00日	
複数の許可を有し、それぞれの許可年月日が一本化されていない場合、最も古い許可日を記入すること。			

申請時 の 許 可 番 号	02	大臣 知事	コード	31	国土交通大臣 鳥取県知事	許可(一般)	29	第	007676	号	許可年月日	平成	30	年	03	月	09	日
------------------------------	----	----------	-----	----	-----------------	--------	----	---	--------	---	-------	----	----	---	----	---	----	---

前回の申請時 の 許 可 番 号	03	大臣 知事	コード	00	国土交通大臣 知事	許可(一般)	00	第	000000	号	許可年月日	平成	00	年	00	月	00	日
審査基準日	04	令和	04	年	03	月	31	日										

更新により許可年月日が変わるときは空欄。国土交通大臣・他都道府県知事から許可換えをした場合等で、今回申請時の許可番号と前回申請時の許可番号が異なる場合のみ前回の許可番号を記入。

申請等の区分	05	1																					
処理の区分	06	00																					
資本金額 又は 出資総額	07	1	(1.法人)	0	2	0	0	0	(千円)	法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2

企業の資本金額(出資総額)を記入。(個人は記載しない。)
(Y点を単独決算で受審した場合、「経営状況分析結果通知書」の「資本金」と同額)
(Y点を連結決算で受審した場合、様式第15号(貸借対照表)の資本金の額となる)

資本金額又は出資総額

法人番号

商号又は名称 の フリガナ	08	ト	ツ	ト	リ	ヅ	ミ																	
---------------------	----	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

法人であって法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15条に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合のみ当該法人番号を記入すること。

商号又は名称	09	(株)	鳥	取	組																	
--------	----	-----	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「フリガナ」には株式会社等法人の種類を表す文字は記載しない。
「商号又は名称」には株式会社等法人の種類を表す文字は(株)等略号を使用する。
「フリガナ」及び「商号又は名称」ともに満点は1カラムに収めること。

代表者又は個人の氏名 の フリガナ	10	ト	ツ	ト	リ	ツ	ト	ム															
-------------------------	----	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

姓と名の間は、1カラム空けること。

代表者又は 個人 の 氏 名	11	鳥	取	功																		
主たる営業所の所在地 市区町村コード	12	3	1	2	0	1																
主たる営業所の所在地	13	東	町	1	-	2	2	0														

下記のコードを記入すること。
鳥取市:31201 米子市:31202 倉吉市:31203 境港市:31204
岩美町:31302 若桜町:31325 智頭町:31328 八頭町:31329
三朝町:31364 湯梨浜町:31370 琴浦町:31371 北栄町:31372
日吉津村:31384 大山町:31386 南部町:31389 伯耆町:31390
日南町:31401 日野町:31402 江府町:31403

●「鳥取市国府町〇〇」の場合「国府町〇〇」と記載する。
●「1丁目220番地」は「1-220」のようにハイフンにより表記する。

郵便番号	14	6	8	0	-	8	5	7	0	電話番号	0	8	5	7	-	2	6	-	7	3	4	7		
------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

ハイフンで区切ること。

許可を受けている 建 設 業	15	2	2	2	1																	
経営規模等評価等 対 象 建 設 業	16	9	9	9	9																	

今回受審するかどうかに関わらず、申請日において許可を有していれば、
一般許可は「1」を、特定許可は「2」を記入すること。

今回、受審を希望するものに「9」を記入すること。

- マイナスの場合、数字の前に必ず「-」と記入すること。「△」は記入しないこと。
- 経営状況分析結果通知書の自己資本額と一致させること。
- 毎年度毎に審査対象区分(1年 or 2年)を選択できます。基準決算のみと2期平均した額を比較して有利な方を選択してください。

自己資本額

項番	1	7				3	5	0	0	0	0	13
審査対象											2	
											(1. 基準決算) 2. 2期平均	

(千円)

基準決算	3	0	0	0	1
直前の審査基準日	4	0	0	0	0

(千円)

2期平均を選択した場合、千円未満は切り捨て。

2期平均を選択した場合のみ記載すること。

利益額 (2期平均)

項番	1	8				1	6	0	0	0
----	---	---	--	--	--	---	---	---	---	---

(千円)

利益額 (利払前税引前償却前利益)
= 営業利益+減価償却実施額

2期平均の額を記載すること(千円未満切り捨て)。
4つの数字をすべて足して2で割る。
例: (20001+10000+1000+1000)÷2

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前の審査対象事業年度	
営業利益	2 0 0 0 1 (千円)	1 0 0 0 0 (千円)
減価償却実施額	1 0 0 0 (千円)	0 0 0 0 (千円)

経営状況分析結果通知書に記載されている営業利益及び減価償却実施額を記載すること。

技術職員数

項番	1	9				7
----	---	---	--	--	--	---

(人)

「20005帳票(技術職員名簿)」の職員数と一致すること。

登録経営状況分析機関番号

項番	2	0	0	0	0	0	0
----	---	---	---	---	---	---	---

経営状況分析を受けた機関の名称
〇〇センター

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

当該欄は、再審査の申請の場合のみ、記入すること。
なお、再審査を申し立てる場合は、様式第25号の11(当申請書)と、訂正する書類、訂正の責が申請者にある場合は所定の手数料を貼付し申請すること。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先

所属等 総務係 氏名 米子 孝之 電話番号 0857-26-7454

ファックス番号 0857-26-8190

当該申請書について、後日、県からの質問等がある場合に対応できる者と電話番号とファックス番号を記載すること。
申請事務代行の場合は、代行者の氏名及び電話番号とファックス番号も併記すること。

記載要領

- 1 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、
「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、
「地方整備局長
北海道開発局長、
「国土交通大臣
知事」及び「
知事」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□1□2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲建設業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 02「申請時の許可番号」の欄の「大臣
知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 03「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 7 04「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和2年3月31日であれば、02年03月31日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 8 05「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 9 06「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行つた場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 10 07「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

様式第二十五号の十四

用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15条に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

11 〇 8 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

12 〇 9 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例 □ □ 株 □ □ 甲 建 設 □ □
 □ □ 建 設 □ □ 有 □ □ □ □)

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

13 1 0 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。

14 1 1 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

15 1 2 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

16 1 3 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震 岡 関 2 - 1 - 1 3 □ のように記入すること。

17 1 4 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 □ のように記入すること。

18 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

19 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。

20 1 7 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば□ □ □ 1, 2 3 4, 0 0 0 のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

21 1 8 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

様式第二十五号の十四

- 22 19 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
- 23 20 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば000001のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（1）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（2）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

【記載例1】1枚目

次の業種を記載した場合、変種の有無にかかわらず内数としての業種を必ず記入すること。
 ●土木一式工事(010)→PC工事(011)
 ●とび・土工コンクリート工事(050)→法面処理工事(051)
 ●鋼構造物工事(110)→鋼橋上部工事(111)

(用紙A4)
 2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高
 工事種類別元請完成工事高

常に12ヶ月となる。
 決算期を変更している場合も、12ヶ月を計算し記入すること。

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 項番 3 1 自 3 1 年 0 4 月 至 3 年 0 3 月 この記載例は3年平均の場合。 2年平均を選択している場合は記載不要。	審査対象事業年度 自 0 3 年 0 4 月 至 0 4 年 0 3 月 計算基準の区分 2 (1. 2年平均) 3 (2. 3年平均)
業種コードは必ず記入し、小さいものから順に記載すること。 対象事業年度の 査対象事業年度 2年4月～ 3年3月 対象事業年度の 審査対象事業年度 31年4月～ 2年3月	※2期平均と3期平均で、どちらが有利になるかという質問には、 審査者はお答えできませんので各社の責任で選択してください。
業種 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 3 2 0 1 0 5 0 0 0 0 0 3 0 0 0 0 0 工事の種類 完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 400,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 600,000 土木一式工事	完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 2 4 0 0 0 0 2 4 0 0 0 0 すべて千円未満の端数を切り捨てて記載し、工事経歴書の完成工事高と一致させる。
業種 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 3 2 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 工事の種類 完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0 PC工事	左欄「完成工事高」のうち、 元請完成工事高について記入。
土木一式を記載した場合、内数としてPC工事の欄を記入すること。 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 3 2 0 2 0 8 5 0 0 0 6 5 0 0 0 工事の種類 完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 80,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 90,000 建築一式工事	3年平均を選択の場合は、計算表の合計を2で割って計上すること。 (千円未満切り捨て、当期以前の2年平均分を計上すること。) 2期平均を選択している場合は記載不要。 (ただし、決算期変更等により按分の必要がある場合を除く)
完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 3 2 0 5 0 2 0 0 0 0 1 4 7 5 0 工事の種類 完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 18,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 22,000 とび・土工 コンクリート工事	
完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 3 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 工事の種類 完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 その他 工事	用紙が2枚以上にわたる場合、その他工事及び合計は最終ページのみに記入すること。
完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 3 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 合計	

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

※基本的に自社物件の工事は、建設業法における工事に該当せず、完成工事高へ計上不可となり、兼業事業売上高へ計上。

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

2枚目以降は記入しなくてよい。

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 3 年 5 月 至 7 年 9 月 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 年 月～ 年 月 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月	審査対象事業年度 自 11 年 13 月 至 15 年 17 月 計算基準の区分 19 (1.2年平均) 2.3年平均	
業種コード 3 2 0 5 1	完成工事高(千円) 1 6 0 0 0 工事の種類 完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 12,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 20,000 法面処理工事	元請完成工事高(千円) 1 2 7 5 0 元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 6,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 19,500	完成工事高(千円) 3 0 0 0 元請完成工事高(千円) 1 5 0 0
業種コード 3 2 2 3 0	完成工事高(千円) 5 4 0 工事の種類 完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 1,080 造園工事	元請完成工事高(千円) 2 5 0 元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 500	完成工事高(千円) 3 0 0 元請完成工事高(千円) 1 5 0
業種コード 3 2	完成工事高(千円) 工事の種類 完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高(千円) 元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円)
業種コード 3 2	完成工事高(千円) 工事の種類 完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高(千円) 元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円)
業種コード 3 3	完成工事高(千円) 1 0 0 0 0 工事の種類 完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 12,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 8,000 その他 工事	元請完成工事高(千円) 5 0 0 0 元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 10,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0	完成工事高(千円) 2 0 0 0 元請完成工事高(千円) 1 0 0 0
業種コード 3 4	完成工事高(千円) 6 1 5 5 4 0 合計	元請完成工事高(千円) 3 8 5 0 0 0 合計	完成工事高(千円) 3 0 4 3 0 0 合計

とび・土エングリートを記載した場合、内数として法面処理工事の欄を必ず記入すること。

前回審査を受けた業種で今回審査を受けない業種の完成工事高は「その他工事」に計上すること。

受害していない業種及び受害するが契約書等のないものは「その他工事」に計上すること。

用紙が2枚以上にわたる場合、その他工事及び合計は最終ページのみ記入すること。
合計は、損益計算書の完成工事高を記入すること。
※項番32～33の合計と項番34に数千円～数万円のずれが生じることがある。(申請業種の数によって許容範囲が異なる。)

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

様式第二十五号の十四別紙一

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
 - (1) 12か月ごとに決算を完結した場合
 (例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
 自令和02年04月 ~ 至令和03年03月
 - (2) 6か月ごとに決算を完結した場合
 (例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
 自令和02年04月 ~ 至令和03年03月
 - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合
 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
 自令和02年04月 ~ 至令和03年03月
 (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
 自令和02年01月 ~ 至令和02年12月
 - (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
 自令和02年10月 ~ 至令和03年03月
 - (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき
 自令和02年10月 ~ 至令和00年00月
- 3 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。
 ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
- 4 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、 で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事

様式第二十五号の十四別紙一

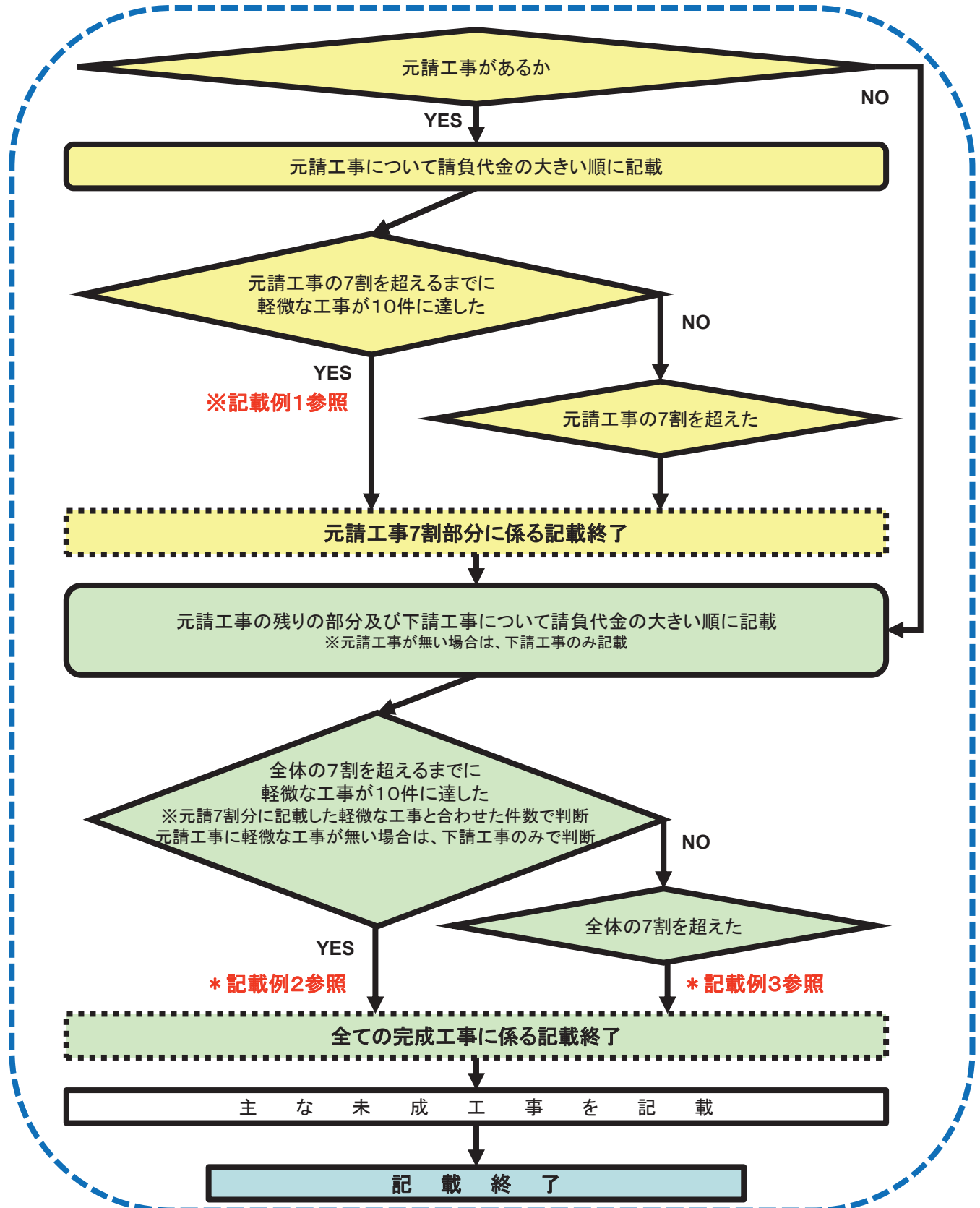
090	管	工	事	190	内	装	仕	上	工	事
-----	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---

- 5 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。
- 6 「合計」の欄は、完成工事高においては、 及び に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。
- 7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。
- 8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
 ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば 1, 2, 3, 4, 0の のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

工事経歴書(様式第2号)の記載フロー

別添

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
- ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
ただし、①②において、軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



注文者、工事名で個人が特定されないよう留意すること(イニシャル、名字のみ等表記)。法人名、団体名は記載すること。

工事経歴書

記載例1

元請工事のみで軽微な工事が10件に達した場合

審査対象事業年度中に完成した工事を記載する。

つまり、完成年月日が審査基準日以前1年前までのものに限る。
※ただし、工事進行基準を採用している場合はこの限りでない。
(この記載例での審査基準日は令和3年12月31日)

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート工事

(税込・税抜)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	設置技術者の名	技術者主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所にレ印を記載)	請負代金の額のうち、 (・PC ・法面処理 ・鋼橋上部)	工期	
						着工年月	完成又は完成予定年月
鳥取県	元請	JV	山田一郎	レ	10,000千円	3年8月	3年11月
"	"	"	田中次郎	レ	① 4,500千円	3年4月	3年5月
"	"	"	田中次郎	レ	② 4,000千円		
"	"	"	山田一郎	レ	③ 3,500千円		
"	"	"	田中次郎	レ	④ 3,000千円		
鳥取市	"	"	田中次郎	レ	⑤ 2,200千円	3年5月	3年5月
"	"	"	鈴木三郎	レ	⑥ 1,800千円	3年11月	3年12月
"	"	"	山田一郎	レ	⑦ 1,500千円		
"	"	"	田一郎	レ	⑧ 1,000千円		
"	"	"	木三郎	レ	⑨ 800千円		
A	"	"	木三郎	レ	⑩ 700千円	3年1月	3年2月
〇〇建設	下請		鈴木三郎	レ	8,000千円		
					11,800千円	うち 元請工事 33,050千円	うち 元請工事 11,800千円
小計					12	41,050千円	
合計					50件	100,000千円	50,000千円
					11,800千円	うち 元請工事 50,000千円	うち 元請工事 11,800千円

手順①元請工事について金額の大きい順に記載する。
※完成日順ではない。

手順②元請全体の7割(50,000千円×0.7=35,000千円)に達するまでに軽微な工事を10件記載した。
※元請7割についての記載は終了。

手順③まだ記載していないすべての工事について金額の大きい順に記載する。
(※残りが軽微な工事しかない場合はこれ以上の記載は不要)

軽微な工事は元請と下請を含めて10件を超えて記載する必要はありません。元請工事で軽微な工事を10件記載し、下請工事で軽微な工事が10件以上なければ、その後記載する必要はありません。

手順④全体の7割(100,000千円×0.7=70,000千円)を超えていないが、軽微な工事を10件記載し、下請工事のうち軽微な工事以外の工事がこれ以上ないためここで記載終了。
※全工事について記載終了。

工事内容がそれぞれ、土木一般のうち、PCとび・土工のうち、法面処理鋼橋造物一般のうち、鋼橋上部であるとき再度記載。

軽微な工事(税込500万円未満)
※建築一式工事は税込1,500万円未満。
※例:とび工事税抜490万円であれば軽微な工事ではない

PC、法面処理、鋼橋上部の実績がある場合、金額を記載。

記載例2
全体で軽微な工事が10件に達した場合

工事経

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート工事 (税込・税抜)

◆工事進行基準適用工事の工事経歴書の記載方法
全体の契約額の上に工事進行基準による当期計上額をカッコ書きで記載。

＜記載例＞
請負代金の額
(65,000)

千円 ←工事進行基準による当期計上額
88,000 ←全体の契約額

※入金金の割合に応じてその金額を完成工事高に計上するのは間違いです。

※記載の順番は請負代金の全額を基準に記載。

注文者	元請又は下請の別	JVの別	氏名	主任技術者 の別(該当箇所には印を記載) 主任技術者 監理技術者	元請代金 (千円)	元請代金 (千円)	着工年月	完成又は 完成予定年月
鳥取県	元請	JV	山田一郎	主任技術者	10,000	10,000	3年8月	令和3年11月
"	"	"	山田次郎	主任技術者	(2,500)	9,000	3年4月	令和4年5月
B	"	"	田中次郎	主任技術者	① 3,000	3,000	3年6月	令和3年8月
〇〇建設	下請	"	山田一郎	主任技術者	8,000	8,000	3年4月	令和3年6月
"	"	"	田中次郎	主任技術者	② 4,500	4,500	3年3月	令和3年4月
△△建設	"	"	田中次郎	主任技術者	③ 2,200	2,200	3年3月	令和3年4月
"	"	"	鈴木三郎	主任技術者	④ 2,000	2,000	3年3月	令和3年4月
□□建設	"	"	山田一郎	主任技術者	⑤ 1,800	1,800	3年3月	令和3年4月
"	"	"	山田一郎	主任技術者	⑥ 1,750	1,750	3年3月	令和3年4月
鳥取市	元請	"	鈴木三郎	主任技術者	⑦ 1,650	1,650	3年4月	令和3年5月
"	"	"	鈴木三郎	主任技術者	⑧ 1,500	1,500	3年1月	令和3年2月
〇〇建設	下請	"	鈴木三郎	主任技術者	⑨ 1,300	1,300	3年5月	令和3年10月
△△建設	"	"	吉田四郎	主任技術者	⑩ 1,200	1,200	3年9月	令和3年11月
小計			13		41,400	10,000	うち 元請工事 18,650	10,000
合計			70		100,000	10,000	うち 元請工事 22,000	10,000

軽微な工事(税込500万円未満)
※建築一式工事は税込1,500万円未満。
※例:とび工事税抜490万円であれば軽微な工事ではない。

免税業者は税込、免税業者以外は税抜で記載。

手順①元請工事について金額の大きい順に記載する。
※完成日順ではない。

手順②元請全体の7割(22,000千円 × 0.7 = 15,400千円)に達した。
※元請7割についての記載は終了。

〇〇団地土地造成工事
手順③まだ記載していないすべての工事について金額の大きい順に記載する。

市道〇〇線 交通安全施設工事
手順④全体の7割(100,000千円 × 0.7 = 70,000千円)を超えるまでに軽微な工事が10件に達した。
※全工事について記載終了。

注文者、工事名で個人が特定されないよう留意すること(イニシヤル、名字のみ等表記)。法人名、団体名は記載すること。

記載例3

すべての完成工事高合計額の7割に達した場合

免税業者は税込、免税業者以外は税抜で記載。

(用紙A4)

工事経歴書

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート工事

(税込・税抜)

注文者	元請又は下請の別	JVの別の別	配置技術者 氏名	請負代金の額	工 期 着工年月	完成又は 完成予定年月
鳥取県	元請	JV	山田一郎	20,000 千円	3年8月	3年11月
鳥取市	"		田中次郎	14,000 千円	3年4月	3年5月
C	"		田中次郎	3,000 千円	3年6月	3年8月
〇〇建設	下請		山田一郎	10,000 千円	3年4月	3年6月
"	"		田中次郎	7,000 千円	3年3月	3年4月
△△建設	"		田中次郎	5,500 千円	3年5月	3年5月
"	"		鈴木三郎	4,500 千円	3年11月	3年12月
□□建設	"		山田一郎	3,800 千円	3年1月	3年2月
"	"		山田一郎	3,500 千円	3年3月	3年3月
"	"		鈴木三郎	3,000 千円	3年4月	3年5月
<p>手順①元請工事について金額の大きい順に記載する。</p>						
<p>手順②元請全体の7割(50,000千円×0.7=35,000千円)に達した。 ※元請7割についての記載は終了。</p>						
<p>手順③まだ記載していないすべての工事について金額の大きい順に記載する。</p>						
<p>手順④全体の7割(100,000千円×0.7=70,000千円)を超えた。 ※全工事について記載終了。</p>						
小計				74,300 千円	うち 37,000 千円	元請工事 20,000 千円
合計				100,000 千円	うち 50,000 千円	元請工事 20,000 千円

注文者、工事名で個人が特定されないよう留意すること(イ三シヤル、名字のみ等表記)。法人名、団体名は記載すること。

工事経歴書は、建設業法で定める建設工事の種類ごとに作成してください。

【参考】建設業法による建設工事の業種区分一覧表

建設工事の種類 (建設業法別表 第一)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (許可事務ガイドライン)
1 土木一式工事 (土木工事業)	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
2 建築一式工事 (建築工事業)	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
3 大工工事 (大工工事業)	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4 左官工事 (左官工事業)	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスチック、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
5 とび・土工・コンクリート工事 (とび・土工工事業)	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ)くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ)土砂等の掘削、盛上げ、締め等を行う工事 ニ)コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ)その他基礎的ないしは準備的工事	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ)くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ)土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ)コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ)地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締め切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工作された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ③「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ⑥「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
6 石工事 (石工事業)	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
7 屋根工事 (屋根工事業)	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ②屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
8 電気工事 (電気工事業)	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

建設工事の種類 (建設業法別表 第一)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (許可事務ガイドライン)
9 管工事 (管工事業)	冷暖房、空調調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
10 タイル・れんが・ブロック工事 (タイル・れんが・ブロック工事業)	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気泡コンクリートパネルも含まれる。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
11 鋼構造物工事 (鋼構造物工事業)	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
12 鉄筋工事 (鉄筋工事業)	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
13 舗装工事 (舗装工事業)	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張り付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
14 しゅんせつ工事 (しゅんせつ工事業)	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15 板金工事 (板金工事業)	金属簿版等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張り付け工事や厨房の天井へのステンレス板張り付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属簿版」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16 ガラス工事 (ガラス工事業)	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
17 塗装工事 (塗装工事業)	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	地下調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18 防水工事 (防水工事業)	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
19 内装仕上工事 (内装仕上工事業)	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、ふすま工事、家具工事、防音工事、たたみ工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付けの工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

建設工事の種類 (建設業法別表 第一)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (許可事務ガイドライン)
20 機械器具設置工事 (機械器具設置 工事業)	機械器具の組立て等 により工作物を建設 し、又は工作物に機械 器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器 設置工事、内燃力発電設備 工事、集塵機器設置工事、 給排気機器設置工事、揚排 水機器設置工事、ダム用仮 設備工事、遊技施設設置工 事、舞台装置設置工事、サ イロ設置工事、立体駐車設 備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②『運搬機器設置工事』には昇降機設置工事も含まれる。 ③『給排気機器設置工事』とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
21 熱絶縁工事 (熱絶縁工事業)	工作物又は工作物の 設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設 備、動力設備又は燃料工 業、化学工業等の設備の熱 絶縁工事、ウレタン吹付け 断熱工事	
22 電気通信工事 (電気通信工事 業)	有線電気通信設備、無線 電気通信設備、放送機 械設備、データ通信設 備等の電気通信設備を 設置する工事	有線電気通信設備工事、無線 電気通信設備工事、デー タ通信設備工事、情報処理 設備工事、情報収集設備工 事、情報表示設備工事、放 送機械設備工事、TV電波 障害防除設備工事	①既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
23 造園工事 (造園工事業)	整地、樹木の植栽、景 石のすえ付け等により 庭園、公園、緑地等の 苑地を築造し、道路、 建築物の屋上等を緑 化し、又は植生を復元 する工事	植栽工事、地被工事、景石 工事、地ごしらえ工事、公園 設備工事、広場工事、園路 工事、水景工事、屋上等緑 化工事、緑地育成工事	①『植栽工事』には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②『広場工事』とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、『園路工事』とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③『公園設備工事』には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④『屋上等緑化工事』とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤『緑地育成工事』とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24 さく井工事 (さく井工事業)	さく井機械等を用いて さく孔、さく井を行う工 事又はこれらの工事に 伴う揚水設備設置等を行 う工事	さく井工事、観測井工事、選 元井工事、温泉掘削工事、 井戸築造工事、さく孔工事、 石油掘削工事、天然ガス掘 削工事、揚水設備工事	
25 建具工事 (建具工事業)	工作物に木製又は金 属製の建具等を取付 ける工事	金属製建具取付け工事、 サッシ取付け工事、金属製 カーテンウォール取付け工 事、シャッター取付け工事、 自動ドア取付け工事、木 製建具取付け工事、ふすま 工事	
26 水道施設工事 (水道施設工事 業)	上水道、工業用水道等 のための取水、浄水、 排水等の施設を築造 する工事又は公共下 水道若しくは流域下水 道の処理設備を設置 する工事	取水施設工事、浄水施設工 事、配水施設工事、下水処 理設備工事	①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
27 消防施設工事 (消防施設工事 業)	火災警報設備、消火設 備、避難設備若しくは 消火活動に必要な設 備を設置し、又は工作 物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリ ンクラー設置工事、水噴 霧、泡、不燃性ガス、蒸気 液体又は粉末による消火設 備工事、屋外消火栓設置工 事、動力消防ポンプ設置工 事、火災報知設備工事、漏 電火災警報器設置工事、非 常警報設備工事、金属製避 難はしご、救助袋、緩降機、 避難橋又は排煙設備の設 置工事	①『金属製避難はしご』とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28 清掃施設工事 (清掃施設工事 業)	し尿処理施設又はごみ 処理施設を設置する工 事	ごみ処理施設工事、し尿処 理施設工事	①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29 解体工事 (解体工事業)	工作物の解体を行う工 事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

工事種類別完成工事高付表で一式工事等を含める場合

各太枠内の工事間であれば、審査対象建設業に、申請対象建設業として申出をしていないものを、工事種類別完成工事高付表に記載の上、審査対象建設業に含めることができます。ただし、2年平均又は3年平均のいずれにおいても、実績がない工種に完成工事高を含めることは認められません。

土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事	解体工事
鋼構造物工事		
建築一式工事	とび・土工・コンクリート工事	解体工事
鋼構造物工事	大工工事	鉄筋工事
管工事	熱絶縁工事	水道施設工事
消防施設工事	清掃施設工事	
機械器具設置工事	鋼構造物工事	
建具工事	ガラス工事	
左官工事	石工事	タイル・れんが・ブロック工事
防水工事	内装仕上工事	
屋根工事	板金工事	

< 記載例 >

審査対象建設業	完成工事高
土木一式工事 (うち元請)	100,000千円 (90,000千円)
土木一式工事 (うち元請)	80,000千円 (80,000千円)
とび・土工・コンクリート工事 (うち元請)	20,000千円 (10,000千円)

- ・工事種類別ごとに作成された工事経歴書の実績について、その太枠内のいずれかに実績を含める場合は、<記載例>に従い「工事種類別完成工事高付表」を作成し、一式工事等を含めることができる。
- ・今回経審において、前回経審結果を一式工事等を含めていた工種を新たに分けて、審査を希望する場合、前回経審時に提出した、工事種類別完成工事高付表（コピーで可）も提出すること。